

# 青森県報

第二千八百四十七号

平成十九年  
十月十九日  
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第二十八号イ中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号八中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同八を同号二とし、同号口中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に、「に揭示する内容」を「の揭示内容及びその変更」に改め、同口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による地位の承継の承認に関すること。

附 則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十六号

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則

青森県温泉法施行細則(昭和五十二年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第十二条」を「第十六条」に、「第九号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に、「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第七条」を「第十一条」に、「温泉成分等揭示届出書」を「温泉成分等揭示(揭示内容変更)届出書」に、「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の二

## 目 次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一  
青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……六

### 公 告

青森港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……七

### 出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定……………(三八地民局) ……七

右 同……………(同) ……七

土地改良区の管理規程の認可……………(西北地民局) ……八

土地改良事業の工事の完了……………(上北地民局) ……八

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

号を加える。

八 省令第八条第一項の規定による温泉利用許可地位承継承認申請書

第八号様式

九 省令第九条第一項の規定による温泉利用許可地位承継承認申請書

第九号様式

第一条第五号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第四号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第三条」を「第五条」に、「第三号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 省令第三条第一項の規定による温泉掘削許可等地位承継承認申請書

第三号様式

四 省令第四条第一項の規定による温泉掘削許可等地位承継承認申請書

第四号様式

第三条第一項中「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改める。

第四条中「第十二号様式」を「第十六号様式」に、「第六条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第五条中「第十三号様式」を「第十七号様式」に改める。

第六条中「第十四号様式」を「第十八号様式」に改める。

第七条第一項中「第十五号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第二十号様式」に改める。

第八条中「第二条第五号から第九号」を「第二条第七号から第十二号」に改める。  
第一号様式中「土地の付近1,000m」を「地点を明示した図面及びその付近1,000m」に改める。

第二号様式中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第十六号様式を第二十号様式とし、第十号様式から第十五号様式までを四様式ずつ繰り下げる。

第九号様式中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第八号様式中「第16条」を「第20条」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第七号様式中「第15条第1項」を「第19条第1項」に、「第15条第4項各号」を

「第19条第4項各号」に、「第10条第1項第7号」を「第14条第1項第7号」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第六号様式中「温泉成分等揭示届出書」を「温泉成分等揭示（揭示内容変更）届出書」に、「揭示を」を「揭示（揭示内容の変更）を」に、「第14条第3項」を「第18条第4項」に、「供する場所」を「供する施設の場所及び名称」に改め、「記載した書面」の次に「（揭示内容の変更の届出の場合にあつては、変更前の揭示内容を記載した書面及び変更後の揭示内容を記載した書面）」を加え、

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を

「注1 揭示内容の変更の届出の場合にあつては、揭示方法を図示して縮尺を明示した書面及び揭示場所を明らかにした平面図の添付を要しない。」

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

「改め、同様式を第十号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。」

第8号様式 (第2条関係)  
その1 (合併による地位の承継の場合)

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事務所  
の所在地  
申請者  
(電話番号)

名称及び代表  
者の氏名

温泉利用許可地位承継承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により、温泉の利用の許可を受けた者の地位の合併による承継の承認を受けたいので、温泉法施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

合併により消滅する法人に関する事項	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
合併後存続する法人又は合併により設立される法人に関する事項	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	指令第	号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	名称		
	所在地		
合併の予定日	年 月 日		
青森県収入証紙ちよう付			

添付書類

- 合併契約書の写し
- 申請者が温泉法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その2 (分割による地位の承継の場合)

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事務所  
の所在地  
申請者  
(電話番号)

名称及び代表  
者の氏名

温泉利用許可地位承継承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により、温泉の利用の許可を受けた者の地位の分割による承継の承認を受けたいので、温泉法施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

分割前の法人に関する事項	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人に関する事項	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	指令第	号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	名称		
	所在地		
分割の予定日	年 月 日		
青森県収入証紙ちよう付			

添付書類

- 分割計画書又は分割契約書の写し
- 申請者が温泉法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事

殿

住所  
申請者 (電話番号)

氏 名

温泉利用許可地位承継承認申請書

温泉法第17条第1項の規定により、温泉の利用の許可を受けた者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、温泉法施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被相続人との続柄			
被相続人に関する事項	氏 名		
	住 所		
許可年月日及び許可番号		年 月 日	指令第 号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	名 称		
	所在地		
相続開始の日		年 月 日	
青森県収入証紙ちよう付			

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

継田町温泉「第13条第1項」や「第15条第1項」に「する場所」や「する施設の場所及び名称」に

- 「1 申請者が温泉法第13条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 2 温泉利用施設の位置図、平面図及び断面図
- 3 温泉のゆう出地から温泉利用場所までの配管、動力装置等の引湯状況を示した平面図
- 4 温泉分析書の写し

や

- 「1 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- 2 申請者が温泉法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 3 温泉利用施設の位置図、平面図及び断面図
- 4 温泉のゆう出地から温泉利用場所までの配管、動力装置等の引湯状況を示した平面図
- 5 温泉分析書の写し

に於て、継田町や継田町に於て

継田町温泉「第9条第1項」や「第11条第1項」に「場所の付近1,000m」や「地点を明示した図面及びその付近1,000m」に「第9条第2項」や「第11条第2項」に於て、継田町や継田町に於て

継田町温泉「第6条第1項」や「第8条第1項」に「第9条第2項」や「第11条第2項」に於て、継田町や継田町に於て、継田町に於て、継田町に於て

第3号様式（第2条関係）  
その1（合併による地位の承継の場合）

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事務所の所在地  
申請者  
(電話番号)

名称及び代表者の氏名

温泉掘削許可等地位承継承認申請書

温泉法第6条第1項（第11条第2項において準用する第6条第1項）の規定により、温泉の掘削（増掘、動力の装置）の許可を受けた者の地位の合併による承継の承認を受けたいので、温泉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

合併により消滅する法人に関する事項	主たる事務所の所在地			
	名称			
	代表者の氏名			
合併後存続する法人又は合併により設立される法人に関する事項	主たる事務所の所在地			
	名称			
	代表者の氏名			
掘削許可等の別	掘削の許可、増掘の許可、動力の装置の許可			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号			
掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	所在地及び番		地目	
合併の予定日	年 月 日			
青森県収入証紙ちよう付				

添付書類  
1 合併契約書の写し  
2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面  
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その2（分割による地位の承継の場合）

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事務所の所在地  
申請者  
(電話番号)

名称及び代表者の氏名

温泉掘削許可等地位承継承認申請書

温泉法第6条第1項（第11条第2項において準用する第6条第1項）の規定により、温泉の掘削（増掘、動力の装置）の許可を受けた者の地位の分割による承継の承認を受けたいので、温泉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

分割前の法人に関する事項	主たる事務所の所在地			
	名称			
	代表者の氏名			
分割により掘削等の事業を承継する法人に関する事項	主たる事務所の所在地			
	名称			
	代表者の氏名			
掘削許可等の別	掘削の許可、増掘の許可、動力の装置の許可			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号			
掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	所在地及び番		地目	
分割の予定日	年 月 日			
青森県収入証紙ちよう付				

添付書類  
1 分割計画書又は分割契約書の写し  
2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面  
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第2条関係)

青森県知事

殿

年 月 日

住 所 (電話番号)  
申 請 者

氏 名

温泉掘削許可等地位承継承認申請書

温泉法第7条第1項(第11条第2項において準用する第7条第1項)の規定により、  
温泉の掘削(増掘、動力の装置)の許可を受けた者の地位の相続による承継の承認を受け  
たいので、温泉法施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被相続人との続柄			
被相続人に 関する事項	氏名		
	住所		
掘削許可等の別	掘削の許可、増掘の許可、動力の装置の許可		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号		
掘削許可等に係る工事に 係る土地の所在、地番及 び地目	所在地	在り 及び 番	地 目
	相 続 開 始 の 日	年 月 日	
青森県収入証紙ちよう付			

添付書類

- 戸籍謄本
  - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべ  
き相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
  - 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者である  
ことを誓約する書面
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第四十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次  
のように改正する。

別表第一自然保護課の項の第七号の部長専決事項の欄口中「第七条第一項(第九条  
第二項)を「第九条第一項(第十一条第二項)に、「土地掘削」を「土地掘削等」に  
改め、同欄八中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄二中「第十五条  
第一項」を「第十九条第一項」に改め、同欄水中「第二十一条」を「第二十五条」に  
改め、同欄へ中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号の課長専  
決事項の欄イ中「第五条第二項」の下に「(第十一条第二項において準用する場合を  
含む。)」を加え、「土地掘削」を「土地掘削等」に改め、同欄二中「第二十七条第  
二項」を「第三十一条第二項」に改め、同二を同欄水とし、同欄八中「第二十六条」  
を「第三十条」に改め、同八を同欄二とし、同欄口中「第八条(第九条第二項)を  
「第十条(第十一条第二項)」に改め、同口を同欄八とし、同欄イの次に次のように加  
える。

口 第六条第一項及び第七条第一項(これらの規定を第十一条第二項において準  
用する場合を含む。)の規定による地位の承継の承認に関すること。

附 則

この訓令は、平成十九年十月二十日から施行する。

公 告

青森港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、青森港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成十九年十月十九日

青森港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十三年十二月二十一日付けで青森県報においてその概要を公告した青森港

湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 フェリー埠頭計画

地区名	変更の内容
沖館地区	効率的な運営を特に促進する区域の設定

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県土整備部港湾空港課

出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する

同法第八条第一項の規定により、五戸町中筒地区共同施行沢田良一ほか十二人の行う中筒地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十二日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、五戸町嶋岡平地区共同施行鈴木勇ほか十一人の行う嶋岡平地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十二日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区の神山川頭首工管理規程を平成十九年九月二十八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成十九年十月十九日

西北地域県民局長 神 豊 勝

神山川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年十月十九日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良事業の名称	十八年災農業用施設災害復旧事業 四八 一〇一
事業を行う者	六ヶ所村
工事完了年月日	平成一九一九年一〇月

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭